

委員八名組合側委員十名、武庫郡御影町字申、
 全業組合事務所、會合種々折衝ヲ試ミタル結果、昨午
 度酒樽一揆ニ付、二債二十一錢二厘ナリシヲ本年度ニ於テ、
 敏系忙期三十二錢五厘（一美三厘値上トナル）閑散期三十一錢
 厘（三厘値上トナル）トシ、尚敏系忙期閑散期ノ厘別並ニ毎三
 債金償定期日等別紙ノ通協定書作製シ、圓滙禮
 ニ解決ヲ告クルニ至レリ
 右及申（通）報候也

（註）

別紙債銀償定期ハ毎年更新スルモノナルニ因テ、敏系忙
 期ノ區別ヲ本年ヨリ特ニ二年トナシ居レルモ、何等根據
 アルモノニ非ス

（別紙）

協定書

大正拾參年度ニ於ケル樽職工賃金相互協定書
 上左記ノ通り協定ス

- （一）敏系忙期ニ於ケル賃金ハ樽拾掬ニ付
 金貳圓貳拾五錢也
- （二）閑散期ニ於ケル賃金ハ樽拾掬ニ付
 金貳圓拾五錢也

但シ敏系忙期ハ四月八月、九月、十月、十一月、及大
 十四年三月、七月、トシ、大正十四年度ハ八月九月
 十月、十一月、及大正十五年三月、六月、七月、トシ、
 閑散期ハ五月、六月、七月、及大正十四年一月、二
 トシ、大正十四年度ハ四月、五月、六月、七月、及大